

# 岩田孝『法称とその注釈者達における帰謬法と帰謬還元法』

## 和訳（一）

藤本 庸裕（訳）

### 凡例

- 一 本稿は、Iwata, Takashi. 1993. *Prasaṅga und Prasaṅgaviparyaya bei Dharmakīrti und seinen Kommentatoren*. Wiener Studien zur Tibetologie und Buddhismuskunde, Heft 31. Wien: Arbeitskreis für Tibetische und Buddhistische Studien, Universität Wien の「はしがき」から第一部第一章まで（原著 pp. 5-35）の和訳である。
- 二 和訳に際し、文意を損ねない限りにおいて適宜原文の構文を変えたり補足的な語句を加えたりした。
- 三 本文中、太字の箇所は訳文でも太字で表し、斜体の箇所は訳文では波線で表し、隔字体の箇所は日本語の訳文では傍点を付し、サンスクリット語及びチベット語の原文では二重下線を付して表した。
- 四 本文中、ダッシュで繋いである箇所は、訳文でもそのままにした。
- 五 原則的にサンスクリット語及びチベット語の訳文は全てドイツ語訳から重訳した。
- 六 チベット語の訳文中、チベット語や他の文献から想定されるサンスクリット語には全てアスタリスク（\*）を附した。
- 七 訳文中、チベット語の表記は原則的にワイリー方式で統一した。
- 八 脚注の参照文献の表記を原著とは異なる仕方で表記した。これに伴い、原著で参照、使用された全ての文献の略号一覧を冒頭に一括して示しておいた。
- 九 本文中、脚注にサンスクリット語或いはチベット語をのみ挙げてドイツ語訳を付していない場合にも、読者の便宜を考慮して訳者自身が和訳をした箇所がある。その訳文は亀甲括弧内に記しておいた。その際、著者によるチベット語の原文中の補足情報は訳文中に記しておいた。
- 十 注釈の和訳において本文の引用部（プラティーカ）には一重下線を付しておいた。
- 十一 本文中、著者の誤記と思われる箇所は訂正しておいたが、特に注記する必要があると思われるものは丸付き数字で訳者注として末尾に記しておいた。
- 十二 本書刊行後、Pvin III の冒頭箇所について同著者によるチベット語からの一連の和訳研究等が発表され、また Pvin III のサンスクリット語原典が発見、出版された。そこで読者の

便宜を考慮して、原著の PVin III とその注釈のチベット語の訳出箇所、またその他のサンスクリット語の訳出箇所に、これらの和訳研究とサンスクリット語原典の対応箇所を文末に訳者注として適宜記しておいた。それらの略号は以下の通りである。

PVin III(Skt) Pramāṇaviniścayaḥ, chapter III (parāthānumānam): *Dharmakīrti's Pramāṇaviniścaya. Chapter 3*. Ed. Pascale Hugon and Toru Tomabechi. Sanskrit texts from the Tibetan Autonomous Region, no. 8. Beijing: China Tibetology Research Center, 2011.

Iwata, Takashi (岩田孝)

- [1993] 『知識論決択』（Pramāṇaviniścaya）第三章（他者の為の推論章）和訳研究 ad v.1——他者の為の推論の定義の svadṛṣṭa について——」『東洋の思想と宗教』10: (21)-(48).
- [1994] 『知識論決択』（Pramāṇaviniścaya）第三章（他者の為の推論章）和訳研究 ad v.2——他者の為の推論の定義の svadṛṣṭa について（2）——」『東洋の思想と宗教』11: (1)-(25).
- [1996] 『知識論決択』（Pramāṇaviniścaya）第三章（他者の為の推論章）和訳研究 ad v.2——他者の為の推論の定義の svadṛṣṭa について（3）——帰謬 (Prasaṅga) 論証の妥当性——」『東洋の思想と宗教』13: (1)-(23).
- [1997] 『知識論決択』（Pramāṇaviniścaya）第三章（他者の為の推論章）和訳研究 ad v.2——他者の為の推論の定義の svadṛṣṭa について（4）——帰謬 (Prasaṅga) 論証の妥当性の傍証——」『東洋の思想と宗教』14: (1)-(17).

## 『法称とその注釈者達における帰謬法と帰謬還元法』

### はしがき

本書は、法称 (Dharmakīrti) とその注釈者達における帰謬法 (prasaṅga) と帰謬還元法 (prasaṅgaviparyaya) に関する研究、並びに『知識論評釈注』 (Pramāṇavārttikabhāṣya = PVBh) の中でプラジュニャーカラグプタ (Prajñākaragupta) が他の仏教徒の学匠達の見解を批判している箇所を翻訳から構成されている。本書の目的は、仏教論理認識論学派における帰謬法と帰謬還元法の問題の概要を提示すること、そして法称の注釈者達が提唱する、この二つの論証法に関する異なった見解を解明することにある。

私はボン大学と本務校である早稲田大学との交換協定によりドイツに滞在していた間、マールブルク大学でゼミナールを持ち (1990年の冬学期 - 1991年の夏学期)、またウィーン大学で講演を行った。本書はその時に準備した原稿に基づいている。

1977年の冬学期、私はエルンスト・シュタインケルナー (Ernst Steinkellner) 教授の指導によるゼミナールで『知識論決択』 (Pramāṇaviniścaya = PVin) の一部を講読する機会を得た。当時、私は初めて PVin の第三章 (他者の為の推論章) を知り、以後この論書に興味を抱くようになった。十五年後、私は二度に亘りウィーン大学を訪れ、シュタインケルナー教授と共に PVin と PVBh を講読し、教授の助言に基づいて自分の原稿を纏めることにした。原稿を語法的に訂正して頂いただけではなく、解読の困難な箇所について助言と協力をして下さったシュタインケルナー教授に心から感謝の意を表したい。

本研究は、法称、ダルモータラ (Dharmottara)、ジュニャーナシュリーバドラ (Jñānaśrībhadrā)、プラジュニャーカラグプタがそれぞれ、単一な実体に対して、帰謬法と帰謬還元法の形式による論駁をどのように行なっているのかを究明するものである。ジュニャーナシュリーバドラの注釈のチベット語訳 (Jñ) は語法的に不明瞭な箇所が幾らかある為に、その解釈は独特ではあるものの、分析の範囲を文意の明瞭な箇所に限定しなくてはならなかった。

また、本書の作成に際して私を支援してくれた方々に対し、お礼を申し述べておかねばならない。ミヒャエル・ハーン (Michael Hahn) 教授とはマールブルク大学でのゼミナールにおいてチベット語とサンスクリット語のテキストの批判的校訂の為の有益な話し合いを行うことができた。それに加えて、コンピューターの使い方の手ほどきをして頂いたことに対し、ハーン教授に感謝したい。ローラント・シュタイナー (Roland Steiner) 氏には全ての文章の最終的な編集を行って頂いた上、マールブルク大学のインド学領域 (Fachgebiet Indologie) で製版の割り付けを作成して頂いた。そのことで、氏には特に感謝したい。ゲッティンゲン大学所蔵の PVBh の写真版の焼き増しをご厚意により譲って頂いたハインツ・ベッヒェルト (Heinz Bechert)

教授とイエンス・ウヴェ・ハルトマン（Jens-Uwe Hartmann）講師に、そして同じく、ボン大学にあるインドとチベットの資料を私に自由にに使わせてくれたクラウス・フォーゲル（Claus Vogel）教授とヘルムート・アイマー（Helmut Eimer）博士に感謝をしなければならない。ピーター・ヴィツリック（Peter Wyzlic）氏とクラウス・ディーター・マテス（Klaus-Dieter Mathes）氏には、本文の一部について語法と文体の校正を引き受けて頂いた。出版に関与した全ての方々に心から感謝する。

学術的出版物への補助金により本研究成果の出版が可能となったことに対し、早稲田大学に謝意を表す。

本書は早稲田大学特定課題研究助成〔1992〕の成果である。

## 略号と文献の一覧

### 記号一覧

◇	テキストの補足を表す。
[ ]	サンスクリット語とチベット語ではテキストの削除を表す。翻訳及びその他のテキストでは補足を表す。
( )	補足説明を表す。
→	論理的因果関係を表す（A → B: A は B を含意する）。
=	等価ないし引用を表す。
≈	広く対応することを表す。
⇒	原因と結果による因果関係を表す（A ⇒ B: A から B が生じる）。
*	仮定的に復元されたテキストを表す。
~	否定を表す。

### 1. 一般的に使用する略号

n.	注
D	デルゲ版
Ms	写本
P	北京版＝大谷大学監修・鈴木学術財団編『影印北京版西藏大蔵経』
R	ラーフラ・サーンクリティヤーヤナ（Rāhula Sāṅkrtyāyana）によって校訂

	された Pramāṇavārttikabhāṣya (PVBh) のテキスト
Skt.	サンスクリット語
Tib.	チベット語
WZKM	Wiener Zeitschrift für die Kunde des Morgenlandes, Wien
WZKS	Wiener Zeitschrift für die Kunde Süd- (Bde. 1-13: und Ost-) asiens, Wien

## 2. 一次文献

rGyal	<i>bsTan bcos tshad ma rnam nes kyi ṭik chen, dGoṅs pa rab gsal</i> (rGyal tshab Dar ma rin chen): <i>The Collected Works (Gsuñ 'bum) of the Lord Rgyal tshab dar ma rin chen</i> . Produced from a set of prints from the 1897 Lha sa old Shol (Dga' Ldan Phun Tshogs Glin) Blocks. New Delhi 1980.
Jñ	Pramāṇaviniścayaṭkā (Jñānaśrībhadrā): P 5728.
TarBh	Tarkabhāṣā (Mokṣākaragupta): <i>Tarkabhāṣā of Mokṣākaragupta</i> . Ed. Embar Krishnamacharya. Baroda 1942.
TS	Tattvasaṅgrahaḥ (Śāntarakṣita): <i>Tattvasaṅgraha of Ācārya Shāntarakṣita with the commentary 'Pañjikā' of Shrī Kamalashīla</i> . Ed. Swami Dwarikadas Shastri. [2 Bde] Vanarasi 1968.
TSP	Tattvasaṅgrahapañjikā (Kamalaśīla): see TS.
Dh	Pramāṇaviniścayaṭkā (Dharmottara): P 5727.
DhPr	Dharmottarapradīpaḥ (Durvekamiśra): <i>Pañdita Durveka Miśra's Dharmottarapradīpa. Being a subcommentary on Dharmottara's Nyāyabinduṭkā, a commentary on Dharmakīrti's Nyāyabindu</i> . Ed. Dalsukhbhai Malvania. Patna 1971.
NB	Nyāyabinduḥ (Dharmakīrti): see DhPr.
NBṬ	Nyāyabinduṭkā (Dharmakīrti): see DhPr.
NBhūṣ	Nyāyabhūṣaṇam (Bhāsarvajña): <i>Śrīmad-ācārya-Bhāsarvajñapraṇītasya Nyāyasārasya svopajñam vyākhyānam Nyāyabhūṣaṇam</i> . Ed. Svāmī Yogīndrānandaḥ. Vārāṇasī 1968.
NVTṬ	Nyāyavārttikatātparyāṭkā (Vācaspatimiśra): <i>Nyāyadarśanam with Vātsyāyana's Bhāṣya, Uddyotakara's Vārttika, Vācaspati Miśra's Tātparyāṭkā and Viśvanātha's Vṛtti</i> . Vol. I ed. Taranatha Nyayatarkatirtha, Amarendramohan Tarkatirtha, Vol. II ed. Amarendramohan Tarkatirtha, Hemantakumar Tarkatirtha.

- Calcutta 1936-44. Reprinted from the edition originally published as Nyāyadarśanam. Kyoto 1982.
- PDhS Padārthadharmasaṅgrahaḥ (Prāśastapāda): *Prāśastapādabhāṣya with commentary Nyāyakandalī by Śrīdhara Bhaṭṭa along with Hindi translation*. Ed. Pt. Durgādhara Jhā. Varanasi 1977.
- PV I Pramāṇavārttikam, chapter I (svārthānumānam): R. Gnoli, *The Pramāṇavārttikam of Dharmakīrti, the first chapter with the autocommentary*. Roma 1960.
- PV II Pramāṇavārttikam, chapter II (pramāṇasiddhiḥ).
- PV III Pramāṇavārttikam, chapter III (pratyakṣam), see 戸崎 [1979] , 戸崎 [1985] .
- PV IV Pramāṇavārttikam, chapter IV (parārthānumānam).
- PVin I Pramāṇaviniścayaḥ (Dharmakīrti), chapter I: T. Vetter, *Dharmakīrti's Pramāṇaviniścayaḥ, 1. Kapitel: Pratyakṣam. Einleitung, Text der tibetischen Übersetzung, Sanskritfragmente, deutsche Übersetzung*. Wien 1966.
- PVin II Pramāṇaviniścayaḥ (Dharmakīrti), chapter II: E. Steinkellner, *Dharmakīrti's Pramāṇaviniścayaḥ, 2. Kapitel: Svārthānumānam, Teil I*. Wien 1973; *Teil II (Übersetzung und Anmerkungen)*. Wien 1979 (= PVin II (Teil II)).
- PVin III Pramāṇaviniścayaḥ, chapter III: see Tani [1987] .
- PV-k(Ti) Kārikā of Pramāṇavārttikam, chapter IV. Ed. T. Tillemans (see Tillemans [1986] ).
- PV-k(To) Kārikā of Pramāṇavārttikam, chapter III. Ed. H. Tosaki (see 戸崎 [1979] , 戸崎 [1985] ).
- PV-k(M) “Pramāṇavārttika-Kārikā (Sanskrit and Tibetan).” Ed. Y. Miyasaka. *Acta Indologica* 2 1971/72.
- PV-k(S) Kārikā of Pramāṇavārttikam: “Pramāṇavārttikam by Ācārya Dharmakīrti.” Ed. Rāhula Sāṅkrtyāyana. *Journal of the Bihar and Orissa Reserch Society* 24, 1938.
- PVṬ(Ś) Pramāṇavārttikaṭīkā (Śākyabuddhi): P 5718.
- PVP Pramāṇavārttikapañjikā (Devendrabadhi): P 5717(b).
- PVBh Pramāṇavārttikabhāṣyam (Prajñākaragupta): *Pramāṇavārttikabhāṣyam or Vārttikālaṅkāraḥ of Prajñākaragupta*. Ed. Rāhula Sāṅkrtyāyana. Tibetan Sanskrit Works Series 1. Patna 1953.
- PVBh(Tib) Pramāṇavārttikālaṅkāraḥ, Tibetan translation: P 5719.
- PVBh(Ji) Pramāṇavārttikālaṅkāraṭīkā (Jina): P 5720.
- PVBh(Ya) Pramāṇavārttikālaṅkāraṭīkā Suparīśuddhā (Yamāri): P 5723.
- PVV Pramāṇavārttikavṛttiḥ (Manorathanandin): *Pramāṇavārttika of Acharya*

- Dharmakīrti with the Commentary “Vritti” of Acharya Manorathanandin.* Ed. Swami Dwarikadas Shastri. Bauddha Bharati Series 3. Varanasi 1968.
- PVSV Pramāṇavārttikasvavṛttiḥ (Dharmakīrti): see PV I.
- PVSVT Pramāṇavārttikasvavṛttiḥkā: ācārya-Dharmakīrteḥ Pramāṇavārttikam (svārthānumānaparicchedaḥ) svopajñavṛtṭyā Karṇakagomin-viracitayā taṭṭikayā ca sahitam. Ed. Rāhula. Sāṅkṛtyāyana. Allahabad 1943.
- PS Pramāṇasamuccayaḥ (Dignāga): P 5700.
- PS I Pramāṇasamuccayaḥ, chapter I (pratyakṣam).
- PS II Pramāṇasamuccayaḥ, chapter II (svārthānumānam).
- PS III Pramāṇasamuccayaḥ, chapter III (parārthānumānam).
- Bu *Tshad ma rnam par nes pa'i ṭik, Tshig don rab gsal* (Bu ston Rin chen grub): *The collected Works of Bu ston.* Ed. Lokesh Chandra. [28 vols]. New Delhi 1965-1971: Vol. 24.
- R ラーフラ・サーンクリティヤーヤナ (Rāhula Sāṅkṛtyāyana) によって校訂された Pramāṇavārttikabhāṣya (PVBh) のテキスト
- SyVR Syādvādaratnākaraḥ (Vādidevasūri): Śrīmad-Vādidevasūriviracitaḥ Pramāṇanayatattvālokālaṅkāraḥ tadvyākhyā ca Syādvādaratnākaraḥ. Ed. Motīlāl Lādhājī. Ārhatamataprabhākara 4. Poona vīrasaṃvat 2453-57.
- HB Hetubinduḥ (Dharmakīrti): E. Steinkellner, *Dharmakīrti's Hetubinduḥ. Teil I. Tibetischer Text und rekonstruierter Sanskrit-Text.* Wien 1967; E. Steinkellner, *Dharmakīrti's Hetubinduḥ. Teil II. Übersetzung und Anmerkungen.* Wien 1967 (= HB (Teil II)).

### 3. 二次文献

Iwata, Takashi (岩田孝)

- [1988] 「法称の自性証因 (svabhāvahetu) 説覚え書き」『東洋の思想と宗教』5: (1)-(32).
- [1989] 「『知識論決択』(Pramāṇaviniścaya) 第三章(他者の為の推論章) 和訳研究 ad vv. 64-67 (上)」『東洋の思想と宗教』6: (1)-(33).
- [1990] 「『知識論決択』(Pramāṇaviniścaya) 第三章(他者の為の推論章) 和訳研究 ad vv. 64-67 (下)」『東洋の思想と宗教』7: (1)-(38).
- [1991] “On the Classification of Three Kinds of Reason in Pramāṇaviniścaya III –

Reduction of Reasons to *Svabhāvahetu* and *Kāryahetu*.” In *Studies in the Buddhist Epistemological Tradition, Proceedings of the Second International Dharmakīrti Conference Vienna, June 11-16, 1989*, ed. E. Steinkellner, 85-96. Wien: Austrian Academy of Sciences Press.

Kajiyama, Yūichi (梶山雄一)

[1966] “An Introduction to Buddhist Philosophy: An Annotated Translation of the Tarkabhāṣā of Mokṣākaragupta.” 『京都大学文学部研究紀要』 10: 1-173.

Mimaki, Katsumi (御牧克己)

[1976] *La réfutation bouddhique de la permanence des choses (sthīrasiddhidūṣaṇa) et la preuve de la momentanéité des choses (kṣaṇabhāṅgasiddhi)*. Paris: Institut de Civilisation Indienne.

[1984] 「刹那滅論証」平川彰・梶山雄一・高崎直道編『講座大乘仏教 9 認識論と論理学』春秋社、218-254.

Onoda, Shunzo (小野田俊蔵)

[1986] “*Phya pa chos kyi seng ge's* Classification of Thal 'gyur.” *Berliner Indologische Studien* 2: 65-68.

Ruegg, David Seyfort

[1991] “On *pramāṇa* Theory in Tsoṅ kha pa's Madhyamaka Philosophy.” In *Studies in the Buddhist Epistemological Tradition, Proceedings of the Second International Dharmakīrti Conference Vienna, June 11-16, 1989*, ed. E. Steinkellner, 281-310. Wien: Austrian Academy of Sciences Press.

Steinkellner, Ernst

[1974] “On the Interpretation of the *Svabhāvahetu*.” *WZKS* 18: 117-129.

[1984] “*Svabhāvapratibandha* again.” *Acta Indologica* 6: 457-482.

[1991] “The Logic of the *svabhāvahetu* in Dharmakīrti's Vādanāyā.” In *Studies in the Buddhist Epistemological Tradition, Proceedings of the Second International Dharmakīrti Conference Vienna, June 11-16, 1989*, ed. E. Steinkellner, 311-324. Wien: Austrian Academy of Sciences Press.

Tani, Tadashi (谷貞志)

[1983] 「プラサンガ・サーダナ（帰謬論証）導入による論理系の構造変換——ダルモータラとプラジュニャーカラグプタの解釈の差異——」『仏教学』15: (1)-(27).

[1987] “The Problem of Interpretation on *Pramāṇaviniścaya* III vv. 1-3 – with the Text and a Translation.” 『高知工業高等専門学校学術紀要』 26: 1-16.



- [1991] “Logic and Time-ness in Dharmakīrti’s Philosophy – hypothetical negative Reasoning (*prasaṅga*) and momentary Existence (*kṣaṇikatva*).” In *Studies in the Buddhist Epistemological Tradition, Proceedings of the Second International Dharmakīrti Conference Vienna, June 11-16, 1989*, ed. E. Steinkellner, 325-401. Wien: Austrian Academy of Sciences Press.

Tillemans, Tom

- [1986] “Pramāṇavārttika IV (1).” *WZKS* 30: 143-162.  
[1987] “Pramāṇavārttika IV (2).” *WZKS* 31: 141-161.

Tosaki, Hiromasa (戸崎宏正)

- [1979] 『仏教認識論の研究 上巻』大東出版社.  
[1985] 『仏教認識論の研究 下巻』大東出版社.

## 研究

### 序論

インド哲学の成果は、六つの哲学学派と仏教及びジャイナ教の諸学派が創り上げ、絶えず伝承してきた伝統的な思想が発展していった結果、生まれたものである。この哲学上の発展は、自学派の見解の分析や総合のみならず、見解を異にする他学派との対話や論争にも負う所が大きい。後者の営みはそれ自体重要なものであったことから、それぞれの学派において討論の方法が探求された。討論に際して、インドの学匠達は対論者に対し一つの確定した立場を取るに止まらず、対論者の見解を論駁する為の手段として論理に関する様々な技術を活用した。こうした諸の技術の中で広く用いられたのが、対論者の教説における教義体系上の矛盾を指摘する論法である。それは「帰謬法」(prasaṅga)、即ち「あつてはならない不合理な帰結の導出」という意味の術語をもって呼ばれている。帰謬法とは、対論者の見解を仮に認めることによって、対論者側の原則と矛盾するような、教義体系上あつてはならない帰結を導出する、体系上の矛盾についての論証である。このようにして、例えば仏教徒は、「アートマン (ātman) は常住な実体として存在する」という主張に対し、次のようなやり方で反論する。即ち、「もしアートマンの存在を認めるならば、何であれ存在するものは必ず刹那的なものであるから、アートマンはそれ自身の原理に反して刹那的なものということになるであろう<sup>1</sup>」と。この帰結は、「アートマンは常住である」という対論者側の原則と矛盾する。帰謬法とは、このように対論者が認容することを利用して、対論者にとってあり得べきでない帰結を導き出す、一つの論証なのである。

中観派 (Mādhyamika) は対論者の見解を論駁する為に帰謬法を頻繁に用いたことで広く知られている。しかし、仏教の諸学派の中で中観派が帰謬法の重要性を自覚していた唯一の学派というわけではない。論理認識論学派もまた帰謬法を用いるのである。帰謬法は、この学派においても同じく、対論者の見解を論駁する為の効果的な手段と見なされているが、多くの場合、それは単によく知られている論駁の技術として前提されるに過ぎず、故に帰謬法の論理それ自体が問題にされることはほとんどない。しかしながら、そこで帰謬法という単一の概念として暗黙裡に前提されているものは全く多様に解釈することが可能なのであり、こうした複数の解釈が原因となって議論の争点が定まらなくなっている。それ故、しばしば無益で複雑な、一連の論駁が生じている。こうしたことに巻き込まれない為には、その論駁が正しく行われているかどうかを客観的に判断しなければならない。その為には、帰謬法の論理的構成に関する解釈

---

<sup>1</sup> See Dh 7b3: bdag la sogs pa yod pa nyid yin na skad cig ma nyid du thal ba bzhin no // [例えば、アートマン等は、もし存在することが [認められるので] あれば、[汝 (対論者) にとっては認められないことであるが、] 刹那的なものであることになってしまう] .<sup>①</sup>

をより正確に叙述することが必要である。論理認識論学派内における帰謬法の論理的構成について言えば、法称 (Dharmakīrti) が帰謬法の機能と共に、PVin III の一節でこれに言及している。それは我々にとって、帰謬法が論理認識論学派の観点から、即ち法称とその後継者達によって如何に解釈されているのか、という問題を考察する為の重要かつ貴重な資料となる<sup>2</sup>。

確かに帰謬法は、立論者が対論者の教説内における矛盾を指摘する為に用いる一つの手段ではあるが、もし帰謬法が換質換位された形 (prasaṅgaviparyaya, 帰謬還元法) に改変されると、それは立論者の自説を間接的に示すことができる。例えば、先述のアートマン (ātman) に対する論駁の場合、帰謬法——もしアートマンが存在するならば、それは刹那的なものとなる——が、換質換位された命題——もしアートマンが刹那的なものでないならば、それは存在しないであろう——に改変されたとすると、この命題は単に対論者説への論駁というだけではなく、仏教徒である立論者の自説と見なすこともできる。純粹に論理的な観点からすると、帰謬法と帰謬還元法は確かに同義ではあるが、討論の技術というレベルで見ると、その二つの命題の同一性は自明なものではない。というのも、換質換位された命題を自説として意図することなく、単に対論者説を論駁する目的の為にだけ帰謬法を用いることが、論争の中で往々にして行われているからである。事実、中観派において帰謬法と帰謬還元法の関係の解釈を巡り、著しい見解の相違が生じたことはよく知られている。この相違は、帰謬法の意義と目的についての異なった理解、つまり、帰謬法は対論者にとってあり得べきでない帰結を指摘することにのみ本質があるのか、それともそれに加えて、換質換位された命題を立論者の自説として肯定的に打ち立てるものであるのか、という二者択一的な立場の取り方に起因している。我々の考察の出発点は、論理認識論学派の伝統においても帰謬法と帰謬還元法の解釈におけるそうした相違が重要であるのかどうか、という問いである。この学派では、法称が PVin III (286b6-7) で第二の選択肢の可能性を示唆している。それに対応して、彼の注釈者であるダルモータラ (Dharmottara) は、論証因が或る特定の形で論式化されるという条件の下でその可能性を支持している (研究 II.1 を見よ)。一方、プラジュニャーカラグプタ (Prajñākara) は、論証の論式の違いに応じて両方の可能性を認めている (研究 II.3 を見よ)。注釈者間における異なった見解は、既に我々の最初の問いに対する一つの肯定的な解答と見なすことができるが、また更なる問いを呼び起こす契機となる。即ち、こうした相違の動機はどの点にあるのか、またそれに伴い、解釈の相違が生じる根拠として如何なる条件が導入されているのか、という問いである。

当然のことではあるが、こうした一部のテキストだけに基づいて先の問いに万遍なく答える

<sup>2</sup> Kajiyama [1966: 114ff.], Mimaki [1976: 239ff.], 谷 [1983], Tani [1987: 10ff. & nn.], Tani [1991: 347ff.] の諸論文が有益であり、様々な点で参考になった。

チベットの学匠達による帰謬法の解釈については、Onoda [1986] を参照。中観派の立場からの帰謬法の解釈とツォンカパ (Tsong kha pa) による解釈、また法称の論理学と中観派の論理学の関係に関するツォンカパの見解の解説については、Ruegg [1991] を参照。

ことは不可能である。何故なら、法称は或る特定の事例——単一の实体（例えば、ヴァイシェーシカ（Vaiśeṣika）学派やニヤーヤ（Nyāya）学派等によって認められている普遍）への論駁——を用いて帰謬法の構成を説明し、彼の後継者達はこの事例に依拠して、帰謬法の構成に関する自分達の見解を表しているからである。資料が限られていることを考慮すると、重要なのは、帰謬法と帰謬還元法の構成の包括的分析を可能にし、然るべき見通しを得ることのできる観点である。如何にして相応しい観点を選択するかという問いは、こうした論題を扱う根源的な動機の一つである。諸の注釈を読み終えた後、我々にとって次のことが或る程度明確になる。即ち、推論の主題を二者択一的に認めること、つまり、それを立論者は存在するものと見なすのか、それとも存在しないものと見なすのかということが一層重要な点であるということである。というのも、帰謬法と帰謬還元法の解釈の相違は、何よりもまずこの二者択一的な認容に起因し、故にそれが分析を行う為の基準と見なされるからである。その分析に際しては、三種の論証因——特に自性（svabhāva）論証因と非認識（anupalabdhi）論証因——もまた大きな役割を果たしている。何故なら、帰謬還元法の場合、注釈者達に従えば、全ての種類の論証因ではなく或る特定の種類の論証因が或る条件の下で、つまり推論の主題を存在するものと認めるのか、それとも存在しないものと認めるのか、という立場の違いに応じて妥当な論証因として認容されるからである。こうした点を考慮して、第一章では帰謬法と帰謬還元法に関する法称の一般的な見解を叙述し、第二章では法称の注釈者達の種々の見解について論述する。なお、本論の内容をより良く理解する上で要旨の末尾にある一覧表が有用である。

## I 法称における帰謬法と帰謬還元法

法称は PVin III において如何なる問題意識から帰謬法を論述しているのか、最初にその問題意識を見ておこう。帰謬法の特徴的な指標は、次のような考え方にある。即ち、帰謬法の立論者は**対論者にのみ承認されている**特性を論証因として用い、その論証因から**両者にとって認められない、あり得べきでない帰結**を導き出す、という考え方である。帰謬法の構成は、次のダルモータラの簡潔な解釈から明確に読み取ることができる (一覧表の 16-19 を見よ)。

帰謬論証においては次のことが述べられる。即ち、[能撰特性が論証主題において所属するというこのことは、立論者と対論者双方の学説では] 是認されていないにも拘わらず、対論者に [のみ] 承認されている (\*iṣṭa) 所撰特性 (\*vyāpyadharmā) [が論証主題に所属すること] が見られるので、[帰謬論証における論証主題に] 能撰特性 (\*vyāpakadharmā) が所属することになる (\*prasaṅga)、と。何故なら、所撰 [特性] は能撰 [特性] なしには起こらない (即ち、前者の所撰特性は後者の能撰特性と固く結び付いている) からである。

Dh 7b2-3: thal bar sgrub (P; bsgrub D) pa la ni khyab (D; khyad P) par bya ba'i chos gzhan gyis 'dod par mthong nas mi 'dod kyang khyab (P; khyad D) par byed pa'i chos grub par thal bar brjod pa yin te / khyab par bya ba ni khyab par byed pa med par mi 'byung ba'i phyir ro //

帰謬法において用いられる、あり得べきでない帰結を導出する為の論証因は、(論証主題に所属するものとして) 対論者にのみ承認されているのであって、立論者自身には承認されていない。故に、この論証因は立論者によって、それが妥当である為の第一条件を、つまり論証因が推論の論証主題に所属するという条件 (pakṣadharmatā, 以下、主題所属性) を満たしているという意味において真であるとは見なされない。ここで一つの問題に逢着する。法称の見解によれば、正しい論証因は立論者と対論者の**両者**によって真であると承認されていなければならない、即ち、それは論証因が妥当である為の三条件を満たしていなければならない<sup>3</sup>。論証因の正しさの承認は、対論者の承認によるだけでは十分でないのである。事実こうした理由から、法称は帰謬法を論述するに先立ち、サーンキヤ (Sāṃkhya) 学派によって論式化された次の推論を論駁している (一覧表 23-26 を見よ)。

<sup>3</sup> See NB II 5: trairūpyaṃ punar liṅgasyānumeye sattvam eva sapakṣa eva sattvam asapakṣe cāsattvam eva niścitam (さて、[論証因が] 三つの条件を有することとは [、以下の如くである。即ち、論証因が] 推論されるべきものに必ず存在すること [が確定されている] (第一条件)、[論証因が必ず] 同類例にのみ存在すること [が確定されている] (第二条件)、[論証因が] 異類例には決して存在しないことが確定されている (第三条件))<sup>②</sup> (シュタインケルナー氏のドイツ語訳については、PVin (Teil II) n. 64, p. 33 参照) ; PVin II p. 5\*, 1f.

統覚（\*buddhi）、楽（\*sukha）等は非精神的なものである。何故なら、それらは生起するからであり（\*utpattimat）、または消滅するもの（\*anitya）であるからである。例えば、視覚の対象である形〔、聴覚の対象である音〕等の如し。

PVin III 285b1-2: blo dang bde ba la sogs pa ni sems pa med pa yin te / skye ba can nam mi rtag (D; rtags P) pa yin pa'i phyir gzugs la sogs pa bzhin no ... /<sup>4</sup> ③

この推論において、サーンキヤ学派は、「統覚（buddhi）等は精神的なものである」という対論者（仏教徒）の命題を論駁する為に、対論者によって承認されている「生起」と「消滅」という概念を自らの論証因として用いている。だが、この論証因はサーンキヤ学派自身には承認されていない。というのは、対論者である仏教徒によれば、生起と消滅とはそれぞれ、以前に存在しなかったものが新たに存在すること、存在していたものが全く存在しなくなることを意味するのに対し、サーンキヤの学説によれば、生起と消滅とはそれぞれ、常に存在する根本物質（pradhāna）が統覚（buddhi）等として顕現すること、この顕現した諸の原理が、根本物質の中に存在するにも拘わらず、もはや見えなくなること、を意味するからである<sup>5</sup>。推論の論式化において、サーンキヤ学派は次のような見解を持っている。

他者（対論者）に〔のみ〕認められている（\*parair dr̥ṣṭaḥ）〔、そのような論証因〕は、〔それが〕他者によって〔三条件を備えるものとして、即ち妥当なものとして〕理解されているので（\*parasya pratipādyatvāt）、〔立論者〕自身に〔三条件を備えるものとして〕承認されていない（\*adr̥ṣṭa）のではあるが、証明する〔要因〕（\*sādhana）なのである。

PVin III 285b1: gzhan gyis rtogs par bya ba yin pa'i phyir / (D ; phyir P) rang gis mthong ba

<sup>4</sup> Tani [1987: 5] に英訳。See PVBh p. 470, 18-19: acetanāḥ sukhādaya (<sup>1</sup>utpattimattvād<sup>1</sup>) anityatvād vā rūpādivat (<sup>1</sup>Tib. 148b6 により原文の utpatter を訂正する); NB III 60; SyVR p. 552, 1-2; PVV p. 363, 15f.; Tani [1987: 4, n. 4] ; Tillemans [1986: 146 & n. 11] .

<sup>5</sup> See Dh 3b1-2 = SyVR p. 552, 2-5: ihāsata utpāda (utpāde in text) utpattimattvaṃ sataś ca nāśo 'nityatvaṃ yo hetur upāttaḥ sa sām̐khyasya svayam asiddhaḥ. sa hi sata evāvirbhāvatirobhāvāv utpādavinaśāv āha. parasya tu ... siddhaḥ [こ [のサーンキヤ学派の論証] では、生起するものであること (utpattimattva)、即ち存在していないもの (asat) が生起すること (utpāda) と、消滅するものであること (anityatva)、即ち存在しているもの (sat) が消滅すること (nāśa) [、これら] が論証因とされているが、そ [の論証因] はサーンキヤ学派自身にとっては成立しない。何故なら、か [のサーンキヤ学派] は、[常に] 存在しているもののみが顕れること、[そして、その常に存在しているもののみが] 隠れることが [それぞれ] 生起と消滅であると主張するからである。一方、他者（仏教徒）にとっては……成立する] <sup>④</sup> ; NBT (Dh) 192, 8f.; Jñ 272b5-6; Tillemans [1986: 148] ; Tani [1987: 4f., n. [6]] .

ma yin yang / (P; yang // D) gzhan gyis mthong ba sgrub par byed pa yin te /<sup>6</sup> ⑤

サーンキヤ学派は次のように主張する。他者の為の推論の場合には、他者、即ち対論者がそれ（論証因の妥当性＝論証因が三条件を備えていること）を理解していることが重要である。それが理解される為には、論証因が知らしめられ、他者によって承認されていなければならない。それ故、対論者にのみ承認されている、そのような論証因は、正しい論証因であり得るのである、と。

しかしながら、このサーンキヤ学派の主張は正しくない。何故なら、論証因が立論者の立場から承認されていないという事態は、他者の為の推論（parārthānumāna）の定義と矛盾するからである。その定義は次のように記されている。

一方、他者の為の推論とは、[立論者] 自身に承認されている対象 [、即ち、三条件を備えた論証因] を [他者に] 明確に理解させる [手段となる表述 (vacana)] である。

PVin III 1ab: parārtham anumānam tu svadr̥ṣṭārthaprakāśanam /<sup>7</sup> ⑥

この定義に従えば、サーンキヤ学派が「論証因から帰結が推論され得る」と主張する限り、その論証因は少なくとも立論者によって、つまり彼らサーンキヤ学派自身によって承認されていなければならない。しかし、もし法称がこのようなやり方でサーンキヤ学派の推論の論式を論駁するならば、彼らは法称に対して次のように反論するであろう。即ち、「帰謬法で挙げられている論証因は立論者に承認されていないから、同様の論駁が帰謬法にも適用されるということ<sup>8</sup>を法称は認めなければならない」と。このことから、帰謬法は不完全な論証因からその帰結を導き出す以上、妥当な論証であるのか否かという疑いが生じるのである。

さて、法称は、「帰謬法の論証因は立論者には承認されていないが、それは一つの帰結を導出し得る」という見解を示している。このように、たとえ帰謬法の論証因が論証の個別的な部分に関して、つまり論証主題と論証因との関係において真でないとしても、その論証の仕方が十全である点、即ち「論証因から帰結が導出される」という点からすれば、帰謬法の論証因はその帰結の導出を誤ることがない。論証因がその帰結の導出を誤ることがないのは、帰結による論証因の包摂が真として前提されており、故にその論証因が帰結を導出し得る限り、帰謬法

<sup>6</sup> Tani [1987: 5] に英訳。See PV IV 1abc': parasya pratipādyatvād adṛṣṭo 'pi svayaṃ paraiḥ / (<sup>1</sup>dr̥ṣṭaḥ sādhanam<sup>1</sup>), Tillemans [1986: 145f.] に英訳。

(1) dr̥ṣṭaḥ sādhanam PV-k(S), PVBh, PV-k(Ti); dr̥ṣṭasādhanam PVV.

<sup>7</sup> PS III 1ab より引用。SyVR p. 23, 10 に引用。See PVin (Teil II) p. 21, n. 1; Tani [1987: 2, n. 1] ; Tillemans [1986: 146] .

は誤りのある論証ではないからである。

ここで、帰謬法の妥当性は如何にして説明されるのか、という問いが立てられる。本章では最初に、帰謬法の根拠と目的という二つの視点から法称における帰謬法の構成を叙述する。

初めに、帰謬法の論式化において前提とされる、帰結（Q）による論証因（P）の包摂は、法称の論理ではどのように根拠付けられているのかを説明する。

それに引き続いて、帰謬法の論証式の解釈と共に、帰謬法の機能を取り上げる。帰謬法は、立論者にとって認められない論証因（P）からあり得べきでない帰結（Q）を導き出すことによって対論者説を否定する為に用いられる。時に帰謬法は立論者の自説を主張するという目的に役立つこともあり得るが、その場合、帰謬法は換質换位された形式（*prasaṅgaviparyaya*）に、つまり、あり得べきでない帰結（Q）の否定から立論者にとって認められない論証因（P）の否定が導出される推論形式に改変される。

しかし、帰謬法は常にこうした改変を目的にしているわけではない。時折、それは対論者説内部における矛盾を指摘するに止まっている。このような帰謬法の機能の相違は何に由来するのであろうか。この問いは極めて重要である。何故なら、帰謬法の機能の相違は、その構成に関連し、故に帰謬法の論式の解釈に依拠しているからである。法称の場合、この問題意識は明確な形では認められない。しかし反対に、彼の後継者達はその問題を意識しており、種々の見解を述べている。後に見るように、この問いに対する答えの核心は、両論証法における主題（論証主題、*dharmin*）とそれらの帰結の真偽関係とをどのように解釈するのかという点にある。従って、当然のことながら、こうした種々の解釈を分析することによって帰謬法と帰謬還元法の構成を見通すことができると考えられる。以上が本章において帰謬法の目的を論題とする所以である。以下、上述の諸論点を明確にする為に、初めに帰謬法と帰謬還元法の特徴について分析を行い、その後この二つの論証法の諸要素、具体的には論証主題、論証因、帰結に関する解釈を取り上げる。その際、法称の後継者達の種々の見解にも論及する。

## 1.1 法称の帰謬法の解釈

法称は、帰謬法に対する前述の反論——もし仏教徒が、「サーンキヤ学派によって論式化された推論の論証因は、我々（仏教徒）の対論者であるサーンキヤ学派自身には承認されていないので、正しい論証因ではない」と主張するならば、帰謬法の論証因もまた立論者である仏教徒には承認されていないのであるから、何故に仏教徒自身は帰謬法を用いることによって自分達の対論者に対してあり得べきでない帰結を導出することができるのか——を考慮に入れることで、帰謬法と、サーンキヤ学派によって論式化された誤った推論との相違を強調する為に、帰謬法の機能を次のように説明する。



対論者に「のみ妥当なものとして」構想されている (\*paraparikalpita) [論証因] から、[対論者にとって] あり得べきでない帰結を論証すること (\*prasaṅgasādhana) には、もし「論証主題 (S) に関して」或る特性 (P) が認められるならば、他の特性 (Q) が「あり得べきでない帰結として」認められ「なければならない」ということを示す目的がある。

PVin III 286a5-7: gzhan gyis kun brtags (D; btags P) pas thal ba [b]sgrub pa ... gang yin pa de ni chos gcig khas blangs na chos gzhan khas blangs par bstan pa'i phyir yin te<sup>8</sup> ⑦

この後に続いて挙げられる法称の論拠によれば、上記の説明は次のような意趣である。もし帰謬法の立論者が「対論者にのみ妥当なものとして構想されている論証因 (立論者には偽と見なされている論証因) から立論者自身の見解としての帰結 (この立論者にとって真と見なされる帰結) が導き出される」と主張するならば、この論証因には、それが主題所属性を満たしていない、即ちこの論証因 (P) が論証主題 (S) に所属していないという意味において欠陥があるということ、その帰謬法の立論者は認めなければならない (PVin III 286b4 参照、I.3 節を見よ)。しかしながら帰謬法の場合、対論者にのみ承認されている特性を帰謬法の論証因に用いているので、立論者は論証因を主題所属性という点で真と見なしているのでもなく、また立論者は帰謬法を用いて論者双方にとってあり得べきでない見なされる帰結を導き出しているから、帰結を自説として証明しているわけでもない (PVin III 286a8 参照、I.2 節を見よ)。立論者が帰謬法を通じて示すのは、真でない論証因から真でない帰結が必ず導き出されるということである (一覧表 20-21 を見よ)。従って、この導出が論理的に正しい限り、単に「論証因が論証主題に所属しない」ということをもって、この論証因を誤りとするのは正しくないのである。これとは逆に、サーンキヤ学派の推論の場合、彼らは確かに二つの論証因、つまり生起性 (utpattimattva) と消滅性 (anityatva) とを主題所属性に関して偽と見なしてはいるが、帰結 (即ち、統覚 (buddhi)、楽 (sukha) 等が非精神的なものであること (acetanatva)) は真であると主張している (一覧表 25-26 を見よ)。もし彼らが真なる帰結が導出されることを欲するのであれば、同じく真なる論証因を用いるべきである。それに対して帰謬法の場合、その帰結は真ではないので、論証因が真であること、つまりは論証因の主題所属性が立論者に承認されることは必要とされない。このように、サーンキヤ学派の推論は帰謬法とは別のものであるから、「帰謬法において、その論証因は主題所属性を欠いている故に誤りである」という彼らサーンキヤ学

<sup>8</sup> Tani [1987: 11] に英訳。See PV IV 12b<sup>c</sup>: paraparikalpitaiḥ / (<sup>1</sup>prasaṅgo<sup>1</sup>) (dvayasambandhād (<sup>2</sup>ekābhāve<sup>2</sup>) 'nyahānaye //), Tillemans [1986: 156] に英訳。帰謬法に関するもののみであるが、本書で取り挙げられている PVin III (286a5ff.) のテキストは Tani [1987] に英訳されている。

(1) prasaṅgo PV-k(S), PVV, PV-k(Ti); prasaṅge PVBh.

(2) ekābhāve PV-k(S), PVBh, PV-k(Ti); ekāpāye PVV.

派の反論は論駁されるのである。

ところで、論理的な観点から正確に見ると、サーンキヤ学派の推論の欠点はどこにあるのか。その推論が妥当でないのは、帰結の導出が整合的でないから、即ち、帰結による論証因の包摂が成立しないからである（一覧表 23 を見よ）。そこで、彼らの推論の本質的な欠陥について詳しく見ておこう。もしその包摂関係が真であれば、それは一つの妥当な帰謬法であり得る。つまり、帰謬法において偽なる論証因から偽なる帰結が導出される為には、**帰結（Q）による論証因（P）の包摂が真でなければならない**（一覧表 16 を見よ）。こうした論点は、サーンキヤ学派の反論に対する法称の再反論に見て取ることができる。まず彼らの反論は次の如くである。サーンキヤ学派によって論式化された推論の場合、帰結（即ち、統覚（buddhi）等が非精神的なものであること（acetanatva））は対論者である仏教徒にとっては偽であるから、その推論は対論者である仏教徒の説への論駁を示している。更に、もし仏教徒の説を、つまり帰結の否定（即ち、統覚等が非精神的なものであることの否定）を出発点とすれば、そのことから論証因の否定（即ち、統覚等が生起するものであること及び消滅するものであることの否定）を導き出すことができる（一覧表 27 を見よ）。対偶に基づくこの導出は、対論者である仏教徒の説へのもう一つの論駁（即ち、統覚等が生起するものであること及び消滅するものであることへの論駁）を示している。こうした反論に対し、法称は次のように再反論を行う。

誰も [この論証を] このようなやり方で行うことはない。それどころか、[この論証を] このようなやり方で行うことは不可能である。何故なら、[帰結の否定、つまり] 「精神的なものであること」（\*sacetanatva）と二つ [の論証因、つまり「生起性」（utpattimattva）及び「消滅性」（anityatva）] の間にある矛盾（\*virodha）は成立しないので、[仏教徒にとって] あり得べきでない帰結（即ち、非精神的なものであること（acetanatva））を導出する為の、証明する [要因]（\*sādhana）[として、サーンキヤ学派の人々によって誤って構想された諸の特性、つまり生起性及び消滅性] であれ（一覧表 24 を見よ）、[あり得べきでない帰結の導出の] 対偶（\*viparyaya）[の帰結、即ち、生起性（utpattimattva）等の否定] を証明する [要因として、彼らによって誤って構想された、非精神的なものであること（acetanatva）の否定] であれ（一覧表 27 を見よ）、[それらの帰結を] 知らしめること（\*gamaka）は [あり得] ないからである。

PVin III 286b7-8: de ltar byed pa ni su yang med do // de ltar byed par nus pa nyid kyang ma yin te / sems pa (D; om. P) can dang de gnyis 'gal ba ma grub pas thal ba dang bzlog pa'i sgrub par byed pa dag go bar byed pa ma yin pa'i phyir ro //<sup>⑧</sup>

論証因（P, 生起性等）と、帰結（Q, 非精神的なものであること）の否定、即ち精神的なも

のであることとの間には如何なる矛盾した関係もない。これは、例えば生き物が生起し消滅するにも拘わらず精神を備えているように、少なくとも生起性等と精神的なものであることが共に起こり得る場合のあること、つまり生起性等という論証因 (P) から精神的なものであることの否定という帰結 (Q) が常に導出され得るというわけではないことを意味している。従って、サーンキヤ学派の推論の場合、帰結 (Q) による論証因 (P) の包摂は真なるものとしては成立しないのである (一覧表 23 を見よ)。

以上の箇所から、帰謬法の特徴を次のように大まかに捉えること<sup>9</sup>ができる。

- a) 帰謬法の帰結 (Q) は、対論者にとって、または論者双方にとって、教義体系上あつてはならない (一覧表 19 を見よ)。
- b) 帰謬法の論証因 (P) は、論証主題 (S) に関して真ではない (一覧表 18 を見よ)、即ち、論証因が論証主題に所属することは、対論者によつてのみ真と見なされるのであつて、帰謬法の立論者によつてではない。しかしながら、この論証因から偽と見なされる帰結が導出される場合には、その論証因は誤りではない (一覧表 23 を見よ)。
- c) 帰謬法の論式に用いられる包摂関係は、論者双方にとって真である (一覧表 16 を見よ)。

## 1.2 帰謬法の根拠

帰謬法において導き出された帰結は、立論者のみならず対論者にとつても教義体系上あつてはならないから、論証主題においては帰結 (Q) の存在も論証因 (P) の存在も否定される。法称の見解によると、この否定の基盤となっているのは、実際の事物のレベルで存する結合関係、いわゆる本質的結合関係 (svabhāvapratibandha)<sup>10</sup>である。それは同一性、即ち存在論的なレベルで論証因 (P) と帰結 (Q) とにそれぞれ対応する対象物が同一であること (tādātmya)、または因果性、即ち論証因 (P) に対応する対象物が帰結 (Q) に対応する対象物から生起すること (tadutpatti)、に基づいている<sup>11</sup>。

[また、]もしこ [のあり得べきでない帰結] が [論者双方に] 認められないならば、

<sup>9</sup> See Kajiyama [1966: 117, n. 313] ; Mimaki [1984: 239f.] .

<sup>10</sup> 法称における本質的結合関係 (svabhāvapratibandha) の教説については、Steinkellner [1974: 122ff. (chapter II & III)] ; Steinkellner [1984: 460ff. (chapter II, III & IV)] ; 岩田 [1988: 3ff.] 参照。

<sup>11</sup> 論証因と帰結との否定的随伴関係は同一性または因果性により規定される、という法称の教説については、PVSV p. 16, 28-p. 17, 13 (ad PV I 23-25); PVin II p. 45\*, 26-p. 46\*, 20 (ad PVin II 71-73); PVin II (Teil II), n. 521 参照。

二つの特性は否定される（\*ni-√vṛt）。何故なら、一方（所撰（vyāpya）特性）は他方（能撰（vyāpaka）特性）と、そのように本質的に（同一性または因果性という本質的結合関係によって）結合している（\*saṃbaddha）ので、[一方が他方から] 引き離されることはあり得ないからである（\*āśakyavibhāgatvāt 等）。

PVin III 286a7-8: de khas mi len na ni chos gnyi ga ldog par 'gyur ro // rnam par dbye bar bya bar (P; om. D) mi nus pa'i phyir te / de ni gzhan du de lta yang dngos su 'brel pa'i phyir ro //<sup>12</sup> ⑨

かくして、如何なる論証因も帰結と引き離されて、即ち帰結なしには存立し得ないという一定の論理的な結合関係が、存在論的な結合関係に基づいて確定される。ここで論理的結合関係が実際に意味するのは、否定的随伴関係（vyatireka）、即ち帰結（能撰特性）が否定される場合、論証因（所撰特性）の否定が起こり、それ故に帰結の否定は論証因の否定に包摂されるということである。

法称の論理に従えば、論証因と帰結の否定的随伴関係は、両者の肯定的随伴関係と論理的に同義である<sup>13</sup>。故に、論証主題における帰結の非存在からその論証主題における論証因の非存在が導出されること、これがもし論理的に真であると証明されるならば、真でない論証因（P）からあり得べきでない帰結（Q）が導出されることは妥当なものとして証明されるのである。この意味で、法称は上述の PVin III の文の直後において、最初の導出（論証因（P）から帰結（Q）を導き出すこと）は、後者（帰結の否定（~Q）から論証因の否定（~P）を導き出すこと）によって根拠付けられている、と述べている。

【反論】この場合（帰謬法の場合）、どうしてあり得べきでないもの（\*asambhavārtha）（論者双方によって承認されていない帰謬法の帰結）が証明されるのか。

【法称】[あり得べきでない帰結（Q）のみならず、] あり得べきでない [帰結（Q）] によって包摂されているそ [の帰謬法の論証因（P）] も、そ [の論証主題（S）] においては] あり得べきでない。従って、もしそ [の論証因（P）] を認めるのであれば、他方 [のもの、即ち帰結（Q）] を [も] 必然的に [認めなくてはならぬ] なる。それ故、[偽なる論証因から、あり得べきでない、体系上矛盾のある帰結を導出することを] 除去するのは難しいのである<sup>14</sup>。

<sup>12</sup> Tani [1987: 11] に英訳。

<sup>13</sup> See PVin II p. 7\*, 7-32; PVin II (Teil II), n. 92.

<sup>14</sup> この訳出はダルモータラとプトンの解釈に基づく。See Dh 10a5-7: gcig la du ma mi srid pa 'ba' zhig (D; shig P) tu ma zad kyi / **gang zhig** gcig la **mi srid pa'i** du ma nyid des **khyab pa** yul la sogs pa tha dad pa'i rdzas la yod pa zhes bya ba'i chos **de yang** spyi la sogs pa gcig po **de la mi srid** de / de'i **phyir** khyab par bya ba yul du ma na gnas pa **de khas len na gzhan** du ma nyid de **gdon mi za bar**

PVin III 286a8: da ni ji ltar mi srid pa'i don grub par 'gyur zhe na / gang zhig mi srid pas khyab pa de yang de la mi srid pa'i phyir ro //<sup>15</sup> de khas len na gzhan gdon mi za bar 'gyur ba'i phyir bzlog par dka'o //<sup>10</sup>

要約すると、以上の箇所から帰謬法を根拠付ける為の、次のような思考上の歩みを読み取ることができる。帰謬法は、教義体系上あってはならない帰結（Q）を真ではない論証因（P）から導き出すことより成り立っている。この導出の妥当性は導出の対偶、つまり帰結の否定から論証因の否定を導き出すこと、言い換えれば、論証因と帰結の否定的随伴関係（vyatireka）に基づいている。更に、この否定的随伴関係は、或る存在論的な、つまりは本質的結合関係に基づいている。

偽なる論証因（P）からあり得べきでない帰結（Q）を導き出すこと（＝帰謬法） ← 否定的随伴関係（ $\sim Q \rightarrow \sim P$ ） ← 本質的結合関係

### 1.3 帰謬法の論式化の目的

先に訳出した PVin III (286a5-8) では帰謬法の目的が問題となっていたが、そこで法称は、

'gyur ba'i phyir bzlog par mi nus so // [単に、単一者（\*eka, 帰謬法の論証主題（sādhya-dharmin）（S）における多性（\*anekatva, 帰謬法の帰結（Q））のみが、あり得べきでないものというわけではない。単一者においてあり得べきでないその多性に包摂されている、異なった場所等にある諸の個物に存在すること（\*bhinnadeśādidravavyavṛtti 等）（帰謬法の論証因（P））と呼ばれている特性、そ [の特性] もまた、その普遍（\*sāmānya）等の単一者（論証主題（S））においてあり得べきでない。従って、その包摂されている [特性] である（\*vyāpya）、多くの場所に存在すること（\*anekaviśayasthiti 等）（帰謬法の論証因（P））を認めるならば、その多性（\*anekatva, 帰結（Q））という他方 [の特性] が、そ [の単一者] において必然的に [認められることになる。故に、[単一者（論証主題（S））においてあり得べきでない特性、即ち多性（帰結（Q））が導出されることを] 除去することはできないのである] .

bzlog par dka'o // の句の解釈については、プトンを参照した。See Bu 339, 7: du ma la 'jug pa de khas len na gzhan du ma gdon mi za bar khas blangs par 'gyur ba'i phyir du mar thal bar bzlog par mi nus so // [多く [の個物] に存在すること（du ma la 'jug pa, anekavṛtti）というそ [の特性] を [単一者に所属する論証因として] 認めるならば、[その帰結として] 多である（du ma, aneka）という他方 [の特性] が [単一者において] 必然的に認められることになる。故に、多である [というあり得べきでない帰結] の導出を除去することはできないのである] .

<sup>15</sup> Dh (10a6-7: ... de la mi srid de / de'i phyir ... de khas len na ...) に従い、本文を... de la mi srid pa'i phyir [ro //] de khas len na ... と読む。故に、先行の文 (... mi srid pa'i phyir) を後続の文 (de khas len na ...) の理由として解する。

帰謬法の目的は或る一つの特性（偽なる論証因）から別の特性（あり得べきでない帰結）が導き出されることの指摘にある、と明確に論じていた。一方これに対して、論証因と帰結の否定的随伴関係が帰謬法と如何なる関係にあるのかについては明瞭には述べていない。しかしながら、上述の、帰謬法の為の基本的な枠組みにおける順序を考慮に入れるならば、恐らく帰謬法は論証因と帰結の否定的随伴関係（vyatireka）をも含意し、そしてそれを間接的に目的にしていると思われる。PV IV では、こうした帰謬法の目的をはっきりと読み取ることができる。

二つ [の特性（虚偽の論証因とあり得べきでない帰結）] の間の [一定の] 結合関係に基づいて、一方 [の特性（あり得べきでない帰結）] がない場合、他方 [の特性（論証因）] が否定され [得] る、という目的の為に [帰謬法は構成されるの] である。

PV IV 12c'd: dvayasambandhād ekābhāve 'nyahānaye //<sup>16</sup> ⑩

これにほぼ対応する PVin III の箇所、法称はこうした帰謬法の目的を示唆している。

[帰謬法においては、論証因、即ち所撰特性（P）が] 成立しない（\*asiddha）こと [、また帰結、即ち能撰特性（Q）が対論者に認められている諸の伝承の一つによって打ち消されること] 等 [の過失] もまた [生じることが] ない<sup>17</sup>。何故なら、[帰謬法では、] もしそれがそうであるならば（即ち、所撰特性（P）が論証主題（S）に所属するならば）、こ [の能撰特性（Q）] も [それ（S）に] 所属するであろうし、またもし [これ（Q）がそれ（S）に] 所属しないならば、二つ [の特性（P と Q）] はいずれも所属し得ない、というように二つの特性の間の [論理的] 関係が示されるからである（\*dharmayoḥ sambandhopadarśanāt）。

PVin III 286b3-4: ma (P; de ma D) grub pa la sogs par 'gyur ba yang ma yin te / gal te de ltar yin na 'di yang 'gyur ba'am / ma yin na ni gnyi ga yang mi 'gyur ro zhes chos gnyis 'brel pa nye bar +ston pa yin pa'i+ (+...+ D; ston pa'i P) phyir ro //<sup>18</sup> ⑪

この表述は或る反論に対する反駁であるが、まずその反論とはおよそ次のようなものである。帰謬法の論証因は、立論者に認められていない故に、欠陥のある「不成」論証因である。また

<sup>16</sup> Kajiyama [1966: 118 (see n. 315)] ; Tillemans [1986: 156] に英訳。

<sup>17</sup> 法称は既にこの直前の箇所（PVin III 286a8-b3）で、次の反論に対して反駁を行っている。See PVin III 286a8-b1: rang gyi khas blangs pa (\*svābhyupagama) gzhan du gnas pa'i (\*anyathā sthiti-) phyir gtan tshigs ma grub pa dang / dam bcas pa (\*pratijñā) la khas blangs pa la sogs pas gnod pa (\*bādhana) ma yin nam (zhe na ma yin te /).<sup>⑫</sup>

<sup>18</sup> Tani [1987: 13] に英訳。See NBhūṣ p. 232, 30-p. 233, 1: yathavim (yady evam (?)) idam api syān na cobhayam iti dharmayoḥ sambandhopadarśanāt; PVBh p. 481, 20 (研究 II.3 を見よ)。

は、もし立論者がその論証因を認めるのであれば、その場合、立論者は対論者の立場に立つことになる。従って、立論者は対論者の諸原則を認めなければならないことになる。しかし、これは矛盾している。何故なら、立論者が帰謬法によって証明するのは、こうした諸原則の一つと矛盾するような帰結だからである。換言すれば、帰謬法の帰結は、対論者の伝承する諸原則を認めること（*abhyupagama*）によって打ち消されるのである。以上が反論の内容である。だが、この反論は整合的ではない。何故かと言うと、伝承されている諸原則が真であることは、それが——認識手段によって証明されることなく——ただ単に認められているに過ぎない限り、確かめられないからである。或いは別の言い方をすれば次のようになる。もしその伝承されている諸原則が考察（*parīkṣā*）の対象であるならば、如何なる者もそれを初めから真であると認めることはできない<sup>19</sup>。それ故に、対論者に伝承されているその諸原則には、帰謬法の帰結の導出を打ち消す能力は備わっていないのである。論証主題（S）に所属するということに関して論証因（P）が真でないとしても、帰結（Q）の導出が妨げられることにはならない。何故なら、導出が真であることは論証因が真でないこととは別に確定されるからである。先に述べたように、帰謬法において重要なのは、論証の個々の要素の正しさではなく、導出それ自体の正しさである。論証因が帰結から逸脱せず、それ故に論証因（P）と帰結（Q）とが偽であることに影響されることなく帰結の導出が真であるという意味において帰謬法が正しいものである限り、帰謬法は正常に作用するのである（一覧表 18-22 を見よ）。

帰謬法の諸要素：	論証主題（S）における 論証因（P）の存在 （=偽）	論証主題（S）における 帰結（Q）の存在 （=偽）
帰謬法：	前者（P）から後（Q）を導出すること（=真）	

その場合、帰結の導出、つまり帰結による論証因の包摂のみならず、導出の対偶、つまりこの包摂の対偶（換質換位された包摂関係）もまた真として成立する。B による A の包摂を  $A \rightarrow B$  という省略形で、包摂関係が真であることを「 $\vdash$ 」という記号で図示する。この二つの包摂関係は略式化すると次のように説明することができる。

<sup>19</sup> See PVin III 286b1: *brtag pa'i dus na 'ga' yang khas blangs pa med pa'i phyir ro* //〔その反論は適切ではない。〕何故なら、〔対論者に認められ伝承されている原則を帰謬法によって〕考察する場合、〔その原則を帰謬法の主張を打ち消す為の根拠として〕認めることは決してないからである）<sup>④</sup>; NBhūṣ p. 232, 23; p. 234, 11: *nāpi parīkṣākāle kasyacid abhyupagamaḥ*, Tani [1987: 12, n. 20].

帰謬法における  
包摂関係            ⊥            論証因 (P)            →            帰結 (Q)

換質換位された  
包摂関係            ⊥            帰結の否定 (~Q)            →            論証因の否定 (~P)

換質換位された包摂関係において、所撰特性は帰結の否定 (~Q) から成り、能撰特性は論証因の否定 (~P) から成っている。その場合、もし所撰特性 (~Q) が能撰特性 (~P) という帰結を導出する為の論証因として使用され、かつ所撰特性 (~Q) が論証主題 (S) に所属することが立論者によって真であると見なされるならば、換質換位された包摂関係は真であるから、この論証因から能撰特性が真なる帰結として推論されるという意味で、この所撰特性 (~Q) は真なる論証因たり得る。この真なる論証因は本来的 (maula) 論証因である。法称の見解によると、帰謬法には、**本来的論証因**が正しい帰結によって包摂されるという、換質換位された包摂関係を確立する機能がある。

たとえ [帰謬法の] 論証因 (P) が [論証主題 (S) に] 存しないとしても、こ [の帰謬法] は本来的論証因 (\*maula) に関して、所撰 [特性] と能撰 [特性] の間の [確立されるべき] 関係を成立させるものの一種 (\*vyāpyavyāpakabhāvasādhanaprakāra) であって、反対の事柄を成立させるものではない [、即ち、あり得べきでない帰結 (Q) が自らの最終的な見解として確立されるということ] を成立させるものではない<sup>20</sup>。

<sup>20</sup> この解釈はプトンに従う。See Bu 342, 5: 'di ni ... sgrub par byed pa'i rnam pa ... yin la, ldog pa spyi du mar **sgrub par byed pa ni ma yin te** / [こ [の帰謬法] は、.....成立させるものの一種であるが、反対の事柄、[即ち] 普遍が多であること (= 帰謬法のあり得べきでない帰結) を成立させるものではない]。また rGyal 35, 2-3 も参照。ダルモータラに従えば、最後の文は次のように訳される。「しかし、[この帰謬法は、帰謬法と帰謬還元法<sup>(1)</sup>における不成立の論証因を用いて、妥当な論証因のみから導出されるべき認容とは] 反対 [の関係にある帰結] を [成立させるという意味で、] 成立させるものなのではない」。See Dh 13a 7-8: thal ba'i gtan tshigs sam bzlog pa'i gtan tshigs ma grub pa dag gyi gtan tshigs grub pa kho nas 'grub par 'gyur ba'i dngos pa<sup>(2)</sup> (P; po D) khas blangs pa las **bzlog pa sgrub par byed pa ni ma yin te** /.<sup>⑤</sup>

ジュニャーナシュリーバドラは別様に解釈する。即ち、bzlog pa の語句は、「多くの個物に存在すること」(帰謬還元法の帰結の否定) と「単一性」(帰謬還元法の論証因) との間に矛盾がないことを意味する。それ故、確かに帰謬法は帰結による論証因の包摂を証明し、それによって包摂の対偶が証明されるのであるが、その時、帰謬法は帰謬還元法の帰結の否定と帰謬還元法の論証因とが矛盾していることだけを指摘するのであって、反対の事柄、即ちその二つが矛盾していないことを指摘するのではない。Jñ 276a5-7 (研究 II.2 を見よ) を参照。こうした解釈によって、ジュニャーナシュリーバドラは、帰謬還元法もまた矛盾の指摘を目的としているということを強調する。



PVin III 286b6-7: gtan tshigs med kyang 'di ni rtsa ba'i gtan tshigs kyi khyab par bya ba dang khyab (D; khyad P) par byed pa'i dngos po sgrub par byed pa'i rnam pa (D; par P) yin gyi /<sup>21</sup> bzlog pa sgrub par byed pa ni ma yin te /<sup>16</sup>

帰謬法の論証主題 (S) における帰結の否定 ( $\sim Q$ ) が、「論証因の否定」( $\sim P$ ) を導出する為の正しい本来的論証因たり得るということは、理論的に帰謬法を用いることで帰謬法の対偶を、つまりは帰謬還元法 (prasaṅgaviparyaya) を——「帰結 (Q) が論証主題に所属することの否定」(＝論証因 (X)) から「論証因 (P) が同一の論証主題に所属することの否定」(＝帰結 (Y)) を導出すること、それも、立論者自身によって承認されるべき帰結 (Y) <sup>22</sup>を導出することとして——論式化できるということを意味している。正しい論証因 (X) からは正しい帰結 (Y) のみが推論されるからである。帰謬法と帰謬還元法を次のように略式化して図示する。

帰謬法	論証主題 (S) :	(論証因 (P) → 帰結 (Q))
		(論証因 (X)      帰結 (Y))
帰謬還元法	論証主題 (S) :	(＝帰結 (Q) → (＝論証因 の否定)                      (P) の否定))

コロンは、包摂関係と包摂関係の対偶とが論証主題に適用されることを意味する。この二つの論証法は次のような言説を内容としている。

常に P であるものは、Q である。もし P が S に所属するならば、Q が S に所属する。

(1) ダルモータラは、主題所属性が満たされていない場合の、誤った帰謬法と帰謬還元法との二つの実例を挙げている。Dh 13a2-6 (研究 II.1 の翻訳を見よ) 参照。

(2) チベット語の訳文がはっきりしないが、'grub dngos pa (\*-tava) のような意味で読む。

<sup>21</sup> NBhūṣ に引用。NBhūṣ p. 232, 30; p. 234, 21: asati hetau maulasya hetor vyāpyavyāpaka-bhāvasādhanaparakā eṣaḥ. See PVBh p. 482, 31, Tani [1987: 12, n. 22] .

<sup>22</sup> プトンは rtsa ba の語を rang rgyud の語で言い換えている。See Bu 342, 4-5: (du ma la yod pa la du mas khyab<sup>(1)</sup> ces pa) 'di ni rtsa ba rang rgyud kyi gtan tshigs kyi khyab bya (du mas stong pa)<sup>(1)</sup>dang khyab byed (du ma la yod pas stong)<sup>(1)</sup>pa'i dngos po ... sgrub par byed pa'i rnam pa (ste / bye brag, gnod byed 'phen pa yin la) ((多く [の個物] に存在すること (＝P) は多であること (＝Q) に包摂されるという) [帰謬法における] こ [の包摂関係] (P → Q) は、本来的な、即ち [立論者] 自身の [立場からして構成されるべき] 論証因に関して [適用される]、所撰 [特性] (即ち、多性の欠如) (＝ $\sim Q$ ) と能撰 [特性] (即ち、多個物存在性の欠如) (＝ $\sim P$ ) との間の関係を成立させるもの一種である) .

(1) この包摂関係の実例は、ダルモータラにおける帰謬法と帰謬還元法の包摂関係の実例に関する解釈に基づいている。これについては研究 II.1 参照。

帰結の否定（ $\sim Q$ ）であるものは、論証因の否定（ $\sim P$ ）である。もし  $S$  に帰結の否定（ $\sim Q$ ）が所属するならば、 $S$  には論証因の否定（ $\sim P$ ）が所属する。

それ故、法称の表述——「……こ [の帰謬法] は……**本来的論証因（真なる論証因）** に関して、所撰 [特性] と能撰 [特性] の間の [確立されるべき] 関係を成立させるものの一種である」——は、法称自身が次のような見解を持っていた可能性を示している。即ち、帰謬法からは、その立論の根拠が立論者によって**真**と見なされる帰謬還元法が構成され得るという見解である。

ところで、もし帰謬論証の二つの側面、即ち一方では、あり得べきでない帰結が論理的な結論として論証の中で必然的に導き出されること（ $\rightarrow$ 帰謬、*prasaṅga*）、また他方では、この論証によって、本来的論証因がその帰結に包摂されるという換質換位された包摂関係が確立され得ること（ $\rightarrow$ 論証、*sādhana*）、を考慮に入れるならば、「帰謬論証」(*thal ba sgrub pa*, \**prasaṅgasādhana*) という複合語を同格限定複合語 (*Karmadhāraya*) として解釈することが可能であろう。事実、ジナとヤマーリは、論理的な結論としての帰結に達すること (*thop pa*, \**prāpti*) として、また帰謬還元法の論式化を可能とする間接的な要因という意味で成立させるもの (*sādhana*) として、「帰謬論証」(*prasaṅgasādhana*) の語を理解している<sup>23</sup>。

<sup>23</sup> See PVBhT(Ji) 269b8-270a1 (ad PVBh p. 481, 20): '*di ni thal ba <sgrub par byed pa> (?) (\*prasaṅga<sādhanam> idam) zhes bya ba ni 'sgrub par byed pa' (+...+ bsgrub par bya ba P D) dang (D; dang / P) thob par 'gyur ba yin no //*. ヤマーリはこのジナの見解を受け継いでいる。See PVBhT(Ya) 29a8-b1 (ad PVBh p. 481, 20): *thal ba sgrub par (D; om. P) byed pa zhes 'bya ba ni thal ba ni' (+...+ D; bya ba ni P) 'thob pa'i (D; mthong ba'i P) rang bzhin yin pa'i phyir dang / sgrub par byed pa yang ldog pa'i 'bras bu can yin pa dang / 'brel pa'i rtsa ba can yin pa'i phyir ro //*.

帰謬論証の第一の側面、即ち教義体系上あってはならない帰結の導出に関して、ジナは次のように言う。

二つ [の特性、即ち所撰特性 (P) と能撰特性 (Q)] の間の [本質的な] 結合関係に基づいて (\**dvayasambandhāt*)、一方 (P) が [論証主題 (S) に] 存する場合、他方 (Q) が [それ (S) に存することが] 起こり、また、もし他方 (Q) が存しないものと見なされるならば、一方 (P) も存しない [ということになる] であろう。[このことが<sup>(1)</sup>教義体系上あってはならない帰結に] 達するということである<sup>(2)</sup> (PVBhT(Ji) 270a1-2: *gnyi ga 'brel pa'i phyir gcig yod na (D; om. P) gzhan 'thob pa yin la gzhan med par khas len na de yang med do zhes bya ba (P; bas D) 'thob par 'gyur ro //*)。

以上のジナの説明は、一定の結合関係に基づいた否定的随伴関係の含意という帰謬法の目的に関する法称の論述に基づいている (PV IV 12c"d 参照、翻訳については先の研究 I.3 を見よ)。

帰謬論証の第二の側面、即ち成立させる要因 (*sādhana*) に関して、ジナは二つの機能を挙げている。それは、帰謬論証には反対の事柄 (\**vyatireka*) と本来的な結合関係が含まれているという点である。

これは帰謬（論証）であるという文言は、次のことを示している。[この論証によって、立

論者から見て真であるとは] 確定されていない [、証明されるべきもの] が推論される (rjes su dpag \*pa yin la (?)) (\*aniścitam anumīyate 等)。何故なら、[その論証は] 反対の事柄 (\*vyatireka) (帰謬還元法、または換質換位された包摂関係) を [最終的な] 帰結とするからである。また、[この論証によって、対論者側の] 伝承における諸の意味内容の相互矛盾 (\*parasparavirodha) が思慮される (\*cintyate 等)<sup>(3)</sup>。何故なら、[その帰謬論証は] 結合関係に関する本来性 (\*saṃbandhamaula 等) を有しているから (つまりその論証は、論証主題と所撰特性と能撰特性と (?) の間にある、立論者に承認されるべき結合関係を目的としているから) である。[その論証が帰謬法という側面を含んでいるのは、] それが [対論者の意図しない帰結に] 達することを本質としている (\*prāptisvarūpa) からである。[また、その論証が] 成立させるもの (\*sādhana) [という側面を含んでいるの] は、それが反対の事柄を帰結とし、また結合関係の本来性を有しているからである (PVBhṬ(Ji) 270a2-4: ldog pa 'bras bu yin pa'i phyir ma nges pa la rjes su dpag pas (P; pa D) 'brel pa'i rtsa ba can yin pa'i phyir lung gi don rnams la phan tshun 'gal bar sems pa bzhin no zhes bstan pa ni 'di ni thal ba<sup>(4)</sup> zhes bya ba ste /<sup>(4)</sup> thob par 'gyur ba'i ngo bo yin pa'i phyir ro // **sgrub byed pa ni ldog pa'i 'bras bu can yin pa'i phyir dang** (D; dang / P) 'brel pa'i (D; ba'i P) rtsa ba can yin pa'i phyir ro //)。

帰謬論証のこの第二の側面は明らかに、帰謬法は本来的な論証因とその帰結との包摂関係を確立し得るという意味で成立させるものである、という法称の説明に基づいている (PVin 286b6-7 参照、研究 I.3 を見よ)。

ジナの場合、帰謬論証の二つの側面の正確な意味はそれほど明瞭ではないが、上述の PVin III と PV IV の一節との類比からして、およそ次のように理解して良いだろう。即ち、ジナによれば、「帰謬論証」(prasaṅgasādhana) という語は格限定複合語 (Tatpuruṣa) ではなく、同格限定複合語 (Karmadhāraya) である。つまり、この語は成立させるもの (sādhana) (教義体系上あってはならない帰結の導出の対偶と本来的論証因とを間接的に示すことができるという意味で、確立するもの) を意味し、それは同時にあり得べきでない帰結を導出すること (prasaṅga) でもある。

「帰謬論証」(\*prasaṅgasādhana) (ジナとヤマーリの場合)

prasaṅga: 'thob pa'i rang bzhin (see PV IV 12c"d)  
sādhana: ldog pa'i 'bras bu can と 'brel pa'i rtsa ba can (see PVin III 286b6)

ジナは「帰謬論証」(prasaṅgasādhana) の語に関する自らの解釈に対応させて、「帰謬還元論証」(prasaṅgaviparyaya) の語についても、同格限定複合語 (Karmadhāraya) として解釈しているようである。

還元 [論証] (\*viparyayas tu) について言う [と、その論証は次のように構成される]。[普遍 (\*sāmānya) は、] 或る一つの個物に依止するものとして知覚される故に (\*ekavyaktiniṣṭhatayopalambhāt)、遍在しない (\*avyāpin) であろう。こ [の論証式] では [対論者説内部における] 矛盾 [、即ち、普遍が遍在しないという帰結と、対論者が前提とする普遍性、つまり普遍の遍在性との間にある矛盾] が述べられている。[故に、帰謬還元法は対論者の意図しない] 帰結の導出と、[帰謬論証の] 対偶をも [意味するのである] (PVBhṬ(Ji) 270b5-6 (ad PVBh p. 482, 30): **bzlog pa ni zhes bya ba ni** (P; om. D) gcig la mthar thug par dmigs pa'i phyir khyab pa can med do zhes bya ba la (D; ni la P) 'gal ba brjod pa ni thal 'gyur dang bzlog pa yang yin no //)。

(1) この箇所は'thob par 'gyur ba の語の解釈として理解した。つまり、... zhes bya bar 'thob par 'gyur ro // ではなく、... zhes bya ba ni 'thob par 'gyur ro // と読む。

しかし、もしこの可能性を厳密に受け取るならば、帰謬還元法の論証因が、論証因の三つの特徴、即ちそれが妥当である為の条件、つまり論証因が論証主題に存すること及び包摂関係と包摂関係の対偶とが真であることを満たしているのかどうかを確かめなければならない。最後に言及した二つの特徴については何の問題もない。何故なら、包摂関係が真であることは既に帰謬法の論式化において前提とされていたからである。それに対して、最初の条件については一つの問題が生じる。帰謬法は対論者説の枠組み内での論駁を目的として論式化される以上、帰謬法の論証主題は多くの場合、立論者自身が存在しないと見なす対象から成り立っている。その為、全く存在しない論証主題については何らの言及もできないから、論証因がその論証主題に所属しているか否かを確定することができない。後に論じるように、法称の後継者であるダルモータラとプラジュニャーカラグプタは、この点で帰謬還元法が危ういものであることを恐らく自覚している。確かに法称は帰謬還元法の論式化の可能性の細かい点にまでは立ち入っていないが、こうした可能性を次の箇所において示唆していると思われる。

[帰謬法の立論者が、帰謬法の論証因とその帰結とが自身にとって真であるということ]を] 確定したもの (\*niścita) とする場合、その立論者は、[その論証因が成立していないという過失<sup>24</sup>、またはその帰結が対論者の伝承する諸原則のうちの一つに打ち消されるという] 過失を犯すことになる。[しかし、実際には、立論者はそのことを確定したものとは見なさない。故に、そのような過失は起こらない。] または、もし論証因が [論証主題に] 存在するならば、[たとえ帰謬法の立論者がこの論証因とこの論証因から推論されるべき帰結とを真と見なすとしても、立論者は] 何の [過失を] 犯すこともない。

---

(2) この文脈においてプラジュニャーカラグプタは、帰謬法だけでなく帰謬還元法もまた対論者説内部の矛盾を指摘することであると見なしている。PVBh p. 481, 28 参照。こうした矛盾の指摘は、ジナによって'thob par 'gyur ba と解されている。帰謬還元法は立論者の自説を証明するというプラジュニャーカラグプタのもう一つの見解については研究 II.3 を見よ。

(3) sems pa bzhin no はよく分からない。もしかしたら、eva を iva と誤解したのかもしれない。その場合、原文は\*āgamārtheṣu parasparavirodhaś cintyata eva の如く推定されよう。

(4) この箇所と類似する PVBhṬ(Ya)の文 (29a8-b1, 注 23 を見よ) と比較すると、ここでは重字の脱落が起きているように思われる。上記の訳出は、'di ni thal ba <grub par byed pa> zhes bya ba ste / <thal ba ni> thob par 'gyur ba'i ... という括弧内の補いに基づく。

<sup>24</sup> See PVBh p. 481, 28: yady ayam sthitapakṣaḥ syād bhaved dharmyasiddhidoṣaḥ [もし、こ [の二つの特性の否定] (即ち、帰謬法における言説及び帰謬還元法における言説) が [立論者の立場から見て、立論者の真なる自説として] 承認される主張 (sthitapakṣa) であるならば、[立論者は] 論証主題が存在しない [、故に主題所属性が成立しない] という [論理的な] 過失を犯すことになる。]<sup>⑩</sup>

PVin III 286b4-5: nges pa nyid du yong su 'dzin pa skyon 'dir 'gyur ba'am / gtan tshigs yod  
na ni ma yin no //25 ⑤

最後の選言肢、即ち「論証因が存在するならば」というのは、帰謬法の論証因が論証主題に存在するのか、それとも帰謬還元法の論証因が論証主題に存在するのか、解釈次第でいずれか一方を意味し得る<sup>26</sup>。後者の場合、ダルモータラとプトンの注釈によれば、「あり得べきでない帰結の否定」(¬Q)を帰謬還元法の論証因(X)として用い、「帰謬法の論証因の否定」(¬P)を帰謬還元法の帰結(Y)として用いることで、帰謬法(S:P → Q)を用いて帰謬還元法を論式化することができる。

帰謬還元法：

$$S : (X (= \sim Q) \rightarrow Y (= \sim P))$$

よって、以上の箇所から次のように言うことができる。即ち、帰謬法の目的に関する法称の見解については、帰謬法は否定的随伴関係を目的とし、そのことによって帰謬還元法の論式化を志向しているという形で理解することができる、と。だが、帰謬法の対偶は立論者自身の主張として常に帰謬法から構成され得るという見解を、法称が抱いているかどうかは未だ決定されないことに留意する必要がある。後に見るように、この点についてダルモータラは、こうした対偶は常に可能であるという見解を示しているようである。何故ならダルモータラは、論証主題が立論者自身にとって存在しないという条件下でも、帰謬法の対偶の論式化は可能であると主張するからである（一覧表7を見よ）。一方、プラジュニャーカラグプタは見解を異にする。もし論証主題が立論者にとって存在しないものであるならば、帰謬法の対偶が立論者自身の主張となるのは不可能であり、故に帰謬法の対偶の機能は、帰謬法と同じく、対論者の主張を論駁するに止まるというのである（一覧表5を見よ）。

《訳者注》

- ① 原著には「Tani [1989: 54] に翻訳」と記されているが、これは誤記であろう。
- ② このNBの文は梵文から直接和訳した。
- ③ 岩田 [1993: (31)] に和訳。Cf. PVin III(Skt) p. 1, 9: yathā – acetanāḥ sukhādayo buddhir vā, utpatter anityatvād vā, rūpādivad iti.
- ④ 岩田 [1993: (34), 4ff.] に和訳。
- ⑤ 岩田 [1993: (31)] に和訳。なお、原文のドイツ語訳は、gzhan gyis rtogs par bya ba'i phyir

<sup>25</sup> Tani [1987: 13] に英訳。'dzin pa より 'dzin na の方が良いであろう。

<sup>26</sup> See Dh 12a4-6; Bu 341, 6-342, 1. 研究 II.1 並びに注 62 及び注 63 を見よ。

(\*parasya pratipādyatvāt) を mthong ba ma yin (\*adr̥ṣtam) の理由句として訳しているが、これは sgrub par byed pa (\*sādhanam) に係るものと見るべきである。和訳ではそのように訂正して訳した。Cf. PVin III(Skt) p. 1, 8: parasya pratipādyatvāt svayam adr̥ṣtam api parair dr̥ṣtam sādhanam, ... .

- ⑥ 岩田 [1993: (26)] に和訳。
- ⑦ 岩田 [1994: (9)-(10)] に和訳。Cf. PVin III(Skt) p. 4, 4: yas tu paraparikalpitaiḥ prasaṅgaḥ, ... sa ekadharmopagame 'paradharmopagamasandarśanārthaḥ.
- ⑧ 岩田 [1997: (4)-(5)] に和訳。Cf. PVin III(Skt) p. 6, 2-4: na kaścīd evaṃ karoti. na ca śakyam evaṃ kartum, caitanyenānāyor virodhāsiddheḥ prasaṅgaviparyayasādhanayor agamakatvāt.
- ⑨ 岩田 [1994: (10)] に和訳。Cf. PVin III(Skt) p. 4, 7-9: tadanabhyupagame cobhayanivṛttiḥ, vivekasya kartum aśakyatvāt, tasyānyatra vastutaḥ pratibandhāt.
- ⑩ 岩田 [1996: (3)] に和訳。Cf. PVin III(Skt) p. 4, 10-12: katham idānīm asambhavino 'rthasya pratipattir iti cet, so 'pi tatrāsambhavī yo 'sambhavinā vyāpta iti tadabhyupagame 'paro niyataprāptir iti durnivāraḥ.
- ⑪ 岩田 [1994: (14)] に和訳。
- ⑫ 岩田 [1996: (4)-(5)] に和訳。Cf. PVin III(Skt) p. 5, 1-2: nanu tathāpy asiddhir hetoḥ pratijñāyās cābhyupetādibādhā, svayam abhyupagamāntarāvasthānāt. (na, ...) .
- ⑬ 岩田 [1996: (9)] に和訳。Cf. PVin III(Skt) p. 5, 7-8: nāpy asiddhyādayaḥ, yady evam idam api syān na vobhayam iti dharmayoḥ sambandhopadarśanāt.
- ⑭ 岩田 [1996: (6)] に和訳。Cf. PVin III(Skt) p. 5, 2: parīkṣākāle kasyacid anabhyupagamāt.
- ⑮ 岩田 [1996: (21), 注(30)] に一部和訳。
- ⑯ 岩田 [1996: (13)] に和訳。Cf. PVin III(Skt) p. 5, 11-p. 6, 1: asati tu hetau maulasya hetor vyāpyavyāpakabhāvasādhanaprakāra eṣaḥ. na viparyayasādhanam, ... .
- ⑰ 原著 p.112 より和訳した。
- ⑱ 岩田 [1996: (9)-(10)] に和訳。Cf. PVin III(Skt) p. 5, 8: ekāntaparigrahe syād eṣa doṣaḥ. na vā sati hetau, ... .

\* 訳者付記

本和訳作成に際して行われた原著の読書会に三代舞氏（早稲田大学非常勤講師）と道元大成氏（龍谷大学大学院博士課程）が参加した。特に三代舞氏から貴重な助言を頂いたことを、ここに感謝申し上げます。

（本稿は科学研究費（課題番号 16H01910）に基づく研究成果の一部である。）

（ふじもとようすけ 早稲田大学大学院博士後期課程）